

「音楽の街」狛江」フォーラム

市では、音楽を通じて心豊かな地域社会を形成し、魅力ある街づくりを行うための「音楽の街」狛江」構想を策定するため「音楽の街」狛江」構想策定委員会を設置し、検討を行っています。

〔日時〕12月2日(土)午後7時～8時30分

〔会場〕西河原公民館

〔内容〕▽「音楽の街」狛江」構想(素案)の発表▽パネルディスカッション▽演奏

〔パネリスト〕永井聡子さん、大久保広晴さんほか

〔演奏家〕三木希生子さん、鎌田昌郎さんほか

今回、策定委員会で検討を重ねてきた構想の素案を広く市民に公表して意見を伺い、音楽を通じたまちづくりの機運を高めるための「音楽の街」狛江」フォーラムを開催します。

フォーラムでいただいたご意見は、委員会で検討し、構想に反映させていただきます。ぜひご参加ください。



〔問い合わせ〕市民協働課

都営住宅の入居者募集

〔申込書・募集案内配布期間〕11月1日(水)～10日(金)(土・日曜日、祝日は除く)

〔配布場所〕産業生活課、都庁区役所、町・村役場、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センター。なお、3日(祝)・4日(土)・5日(日)は、午前9時30分から午後5時まで都庁第一本庁舎および東京都住宅供給公社募集センターで配布

〔募集内容〕家族向・単身者向・定期使用住宅(若年ファミリー向)・定期使用住宅(多子世帯向)・若年ファミリー向

〔問い合わせ〕産業生活課または東京都住宅供給公社募集センター ☎(3498)8894(土・日曜日は除く)

いさつはすべての人間関係の始まり。明るい地域をつくりたい、「このあいさつ通りを、市内すべての道路に延ばしていこう」と話されていました。が、まったく同感です。

この試みは、地域の連帯感を強め、児童・青少年が地域の一員としての意識を育むことにつながると思いますし、こうした自発的な動きが地域から生まれてきたことに、まちづくりに向けた住民のエネルギーを感じています。

市長コラム112



狛江第一小学校前の通りに、「あいさつ通り」という愛称がつけられました。地元和泉本町一丁目町会が中心になって、学校やPTA、育成委員会等が賛同し、先月8日には「あいさつ通り」と書かれたプレートの除幕式が行われました。

町会が「あいさつ通り」を提唱

力を求め、学校でも児童がつくった「あいさつ」に関する標語を道路沿いのフェンスに掲げ、子どもたちの意識づけと雰囲気づくりに一役買ってくれました。

除幕式後の懇親会では、町会長さんやPTA会長さんが「あ

狛江市長

天野 裕太

平成18年度税制改正による 平成19年度の市・都民税の 主な内容をお知らせします

税率の改正(税率のフラット化)

上記の改正に伴い、次の項目に影響が出ることもありますので、気軽に各担当窓口へご相談ください。

■保険年金課担当項目

所得割額の税率は、平成18年度までは3段階(5%・10%・13%)ですが、平成19年度から一律10%の税率に改正されます。

▽介護保険料

▽70歳以上の方の高額療養費負担限度額および一部負担金の割合

▽70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額

▽入院時の食事代

▽精神医療給付金対象者の資格および一部負担金

▽福祉対象者の資格および限度額認定

定率減税の完全廃止

平成18年度は、所得割額の7.5%(2万円限度)が減額されていましたが、平成19年度から廃止となります。

老年者の非課税措置廃止に伴う減税額の縮小

平成18年度から、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた老年者非課税措置が廃止されました。

■高齢福祉課担当項目

ただし、経過措置として、昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得額が125万円以下の方は、市・都民税の均等割額と所得割額が、平成18年度は3分の2を減額しましたが、平成19年度は3分の1の減額となります。

▽老人福祉電話

▽介護用品支給

▽高齢者配食サービス

▽緊急通報システム

▽高齢者火災安全システム

▽高齢者自立支援日常生活用具給付事業等

税務職員を装った振り込め詐欺にご注意を!

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させて振り込みを行わせるなどの「振り込め詐欺」が、武蔵府中税務署管内で発生しています。

不審な電話があったときは、相手とは連絡をとらずに武蔵府中税務署へ問い合わせください。

〔問い合わせ〕武蔵府中税務署 ☎042(362)4711

木造住宅耐震診断助成制度を創設しました

大地震に対して、住宅が必要な耐震性能を有しているかどうかを判断するための耐震診断を行う場合、費用の一部を助成する制度を創設しました。



〔助成金〕耐震診断に要する費用の3分の1で上限5万円

〔申請方法〕

住宅の耐震化を進める第一歩として、ぜひ耐震診断助成制度をご利用ください。

〔助成対象住宅〕昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅、または木造集合住宅。一つの建築物を複数の用途として使用している場合は、延べ面積の過半が住居の用途に供しているもの

〔助成対象者〕助成対象住宅を所有する個人。共有建築物・区分所有建築物は共有者・区分所有者の合意による代表者。ただし、納期の経過した市税を全員が完納していること。

〔申請方法〕産業生活課に出。先着順で登録し、順番に耐震診断を実施します。

※申請する場合は、必ず診断前にご相談ください。予算に限りがありますので、助成が次年度になる場合があります。また、申請後に要件審査・耐震診断事業者紹介等手続きがありますので、耐震診断実施までに多少の時間がかかることもありますので、ご了承ください。

〔問い合わせ〕産業生活課

公道に準じた私道は申請により非課税に

市では、私道(私有地)のうちその利用形態が公共の用に使用されていると認められるものについては、公道に準じた道路として固定資産税・都市計画税を非課税としています。

現況を確認のうえ、前記に該当する私道は、平成19年度分から固定資産税・都市計画税を非課税とします。

すでに非課税の適用を受けている私道は、申請の必要はありません。

〔問い合わせ〕課税課

〔対象となる私道〕

▽公道から公道に接続している私道

▽2戸以上の住宅が利用している袋小路などの私道

この適用を受けた方は、